

市第64号議案

横浜市動物愛護センター条例の制定

横浜市動物愛護センター条例を次のように定める。

平成22年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市動物愛護センター条例

（設置）

第 1 条 動物の愛護及び適正な管理並びに狂犬病の予防について、普及啓発その他必要な業務を行うとともに、市民の自主的活動を支援するため、横浜市動物愛護センター（以下「センター」という。）を横浜市神奈川区に設置する。

（業務）

第 2 条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 動物の愛護及び適正な管理並びに狂犬病の予防に関する普及啓発
- (2) 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年 3 月横浜市条例第17号）第 2 条第 1 号に規定する動物の適正な飼養の指導
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第 105 号）第35条第 1 項及び第 2 項の規定により引き取った犬及びねこの収容、保管、返還及び譲渡等の処分並びに同法第36条第 2 項及び横浜市動物の愛護及び管理に関する条例第14条第 1 項の規定により収容した犬、ねこ等の動物の保管、返還及び譲渡等の処分

- (4) 狂犬病予防法（昭和25年法律第 247 号）第 6 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の規定により抑留した犬の収容、保管、返還及び譲渡等の処分
- (5) 狂犬病予防法第 9 条第 1 項の規定による隔離義務者からの依頼による犬及びねこの収容及び保管
- (6) 狂犬病の鑑定
- (7) 犬及びねこの不妊手術及び去勢手術（第 3 号から第 5 号までの規定により保管した犬又はねこを第三者に譲渡する場合に、その譲受人の依頼によって行うものに限る。）
- (8) 犬及びねこのマイクロチップの装着（第 3 号から第 5 号までの規定により保管した犬又はねこを所有者に返還し、又は第三者に譲渡する場合に、その所有者又は譲受人の依頼によって行うものに限る。）
- (9) 狂犬病予防法第 5 条第 1 項及び第 13 条の規定による狂犬病の予防注射（第 3 号から第 5 号までの規定により保管した犬を所有者に返還し、又は第三者に譲渡する場合に、その所有者又は譲受人の依頼によって行うものに限る。）
- (10) 第 3 号から第 5 号までの規定により保管した犬、ねこ等の動物の治療その他必要な措置
- (11) 人と動物の共通感染症等に関する試験、検査、研究及び調査
- (12) 動物の愛護及び適正な管理に係る市民の自主的活動を支援するための施設の提供
- (13) その他市長が必要と認める業務
（開館時間等）

第 3 条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第 4 条 次に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 視聴覚室兼研修室
- (2) 飼育体験実習室
- (3) 研修室
- (4) ふれあい広場

2 市長は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。

3 市長は、センターの使用が次のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの設置の目的に反するとき。
- (3) センターの管理上支障があるとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

4 第 1 項の許可の手續について必要な事項は、規則で定める。

(許可の取消し等)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又はセンターの使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第 6 条 市長は、センターの入館者が次のいずれかに該当する場合は、センターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他センターの管理上支障があるとき。

(手数料)

第 7 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う場合は、当該各号に定める額（第 5 号にあっては、同号に定める額の範囲内において規則で定める額）の手数料を徴収する。

- (1) 第 2 条第 4 号に規定する犬の返還
 - ア 返還に要する費用 1 頭につき 4,000 円
 - イ 保管に要する費用 1 頭につき 1 日 1,000 円
 - (2) 第 2 条第 5 号に規定する犬及びねこの保管 1 頭又は 1 匹につき 1 日 1,000 円
 - (3) 第 2 条第 7 号に規定する犬及びねこの不妊手術又は去勢手術 1 頭又は 1 匹につき 3,000 円
 - (4) 第 2 条第 8 号に規定する犬及びねこのマイクロチップの装着 1 頭又は 1 匹につき 1,500 円
 - (5) 第 2 条第 9 号に規定する狂犬病の予防注射 1 頭につき 5,000 円
 - (6) 依頼による狂犬病の鑑定 1 頭につき 1,500 円
 - (7) 依頼による狂犬病鑑定書の発行 1 通につき 500 円
- 2 第 2 条第 7 号に規定する犬及びねこの不妊手術又は去勢手術を行う場合において、特に高価な材料を使用し、又は手数を要した

ときの手数料は、前項第 3 号の規定にかかわらず、市長において増額することができる。

3 手数料は、その都度納付しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

4 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

5 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(横浜市畜犬センター条例の廃止)

2 横浜市畜犬センター条例 (昭和 43 年 12 月横浜市条例第 55 号。以下「旧条例」という。) は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に行った旧条例第 2 条第 3 号から第 5 号までに規定する犬の収容、同号に規定する犬の不妊手術、同条第 6 号に規定する狂犬病の予防注射、依頼による狂犬病の鑑定及び依頼による狂犬病鑑定書の発行に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

動物の愛護及び適正な管理並びに狂犬病の予防について、普及啓発その他必要な業務を行うとともに、市民の自主的活動を支援する場として、横浜市動物愛護センターを設置するため、横浜市動物愛護センター条例を制定したいので提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

（第 2 項から第 11 項まで省略）